

会 費 規 則

第 1 条 (総 則)

本会の定款第 7 条の入会金及び会費の納入等については、本規則の定めるところによる。

第 2 条 (会費の構成)

1. 会費は正会員の本部会費と賛助会員の会費及び支部所属の賛助会費の一部で構成する。金額については別に定める細則によるものとする。
2. 正会員の支部会費は各支部の定めるところによる。

第 3 条 (会費の納入方法)

1. 正会員の本部会費は会員の所属する支部に納入し、支部は毎年 6 月末までに協会本部に納入するものとする。但し、年度中途に入会した会員の会費については、入会を承認した月から 3 ヶ月以内に本部に納入するものとする。
2. 賛助会員の会費は本部に納入するものとする。但し、年度中途に入会した会員の会費については、第 1 項に準ずるものとする。
3. 支部所属の賛助会員の会費の納入については、別に定める細則によるものとする。

第 4 条 (地区別都道府県名)

地区別の都道府県名は原則として、次によるものとする。

北海道地区	全域
東北地区	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東地区	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北陸地区	新潟、富山、石川、福井
中部地区	長野、岐阜、静岡、愛知、三重
近畿地区	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国地区	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国地区	徳島、香川、愛媛、高知
九州地区	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第 5 条 (入会金)

1. 入会金は定額とし、金額については別に定める細則によるものとする。
2. 入会金は入会を承認した日から 3 ヶ月以内に支部を経由して本部に納入するものとする。

附 則

本規則は昭和54年度より実施する。

制定記録

制定 昭和54年 5 月22日

改定 平成 2 年 5 月24日

改定 平成 6 年 5 月23日

会 費 細 則

1. 会費規則第 2 条第 1 項の正会員の本部会費は年額一律14万円とする。但し、年度中途で入会した会員の会費については、入会を承認した月から月額 1 万円とする。
2. 賛助会員の会費は年額10万円とする。
3. 会費規則第 3 条第 3 項の支部所属の賛助会員の会費等の納入については支部は入会承認後 3 ヶ月以内（年度末入会の場合は年度を超えてもよい。）に入会金10万円、年会費 5 万円を本部に納入するものとする。
但し、10月 1 日以降入会者の本部納入金額は入会金10万円、年会費 2.5 万円とする。
4. 会費規則第 5 条第 1 項の入会金は正会員20万円、賛助会員20万円とする。

附 則

本細則は、昭和54年 5 月22日より実施する。

制定記録

制定	昭和54年 5 月22日
改定	昭和55年 5 月30日（昭和55年度より適用）
	昭和58年 5 月23日（昭和58年度より適用）
	昭和63年 5 月26日（昭和63年度より適用）
	平成 2 年 5 月24日（平成 2 年度より適用）
	平成 6 年 5 月23日（平成 6 年度より適用）